

8月豪雨災害に関する会長談話

佐賀県では、本年8月11日からの記録的豪雨により、各地で浸水被害、河川氾濫、土砂災害等の災害が発生しました。被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。本日現在も豪雨は続いており、今後も被害の拡大が懸念される所です。引き続き身の安全を確保してお過ごしください。

当会は、令和元年8月豪雨等、これまでも被災された方々のための支援活動を行ってまいりました。このたびの災害においても、災害対策本部を立ち上げ、当会が培ってきた災害支援に関する知見やネットワークを活かして、支援活動を行うことをここに表明いたします。

弁護士や弁護士会が災害に対してどのような活動ができるのかと疑問に思われる方もいらっしゃるかも知れません。当会は、被災された方々にとって必要な支援制度や法律に関する情報の提供、無料法律相談会等を実施して、生活の不安やお困りごとを解決できるよう努めさせていただきます。

また、当会は、佐賀県市長会及び佐賀県町村会と災害時における連携協力に関する協定を締結しております。当会が加盟する佐賀県専門士業団体連絡協議会においても、佐賀県と大規模災害等発生における相談業務の支援に関する協定を締結しております。これらの協定に基づき自治体と連携し、日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会及び全国の弁護士会のご協力も仰ぎながら、被災地域の復旧・復興に尽力して参ります。

具体的な活動内容については、当会ウェブサイトやツイッターで発信して参りますので、ご確認頂きますようお願い申し上げます。

2021年8月17日

佐賀県弁護士会

会長 安永恵子